

◇上尾市幼児教育振興協議会規則 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (_____ 改正部分)
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>10人以内</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 幼児教育に関し学識経験を有する者</u></p> <p><u>(2) 市立保育所又は及び私立保育園において保育事業に携わっている者</u></p> <p><u>(3) 市立幼稚園及び私立幼稚園において幼児教育に携わっている者</u></p> <p><u>(4) 市立小学校を代表する者</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、委員<u>8人</u>で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、上尾市教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 市内公私立幼稚園長代表 3人</u></p> <p><u>(2) 市内小学校長代表 2人</u></p> <p><u>(3) 学識経験者 3人</u></p>